

令和7年第2回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年2月5日（水） 開会 午後1時30分
閉会 午後3時25分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織(欠席)	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

4番 山本 香織

6. 議事録署名者

16番 山縣 由明 17番 吉田 米治

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 梶川 修 事務局次長 小路 和典
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 山根 賢志
主任技師 小林 孝次

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (5) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (6) 青年等就農計画の認定に係る意見聴取について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地法第3条の規定による許可取消の専決処理について
- (6) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (7) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・農政に係る審議事項

- (1) 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見聴取について
- (2) 地域農業経営基盤強化促進計画の策定に係る意見聴取について

・その他

- (1) 農業委員・農地利用最適化推進委員の申し込み状況について
- (2) 令和6年度広島市認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会について
- (3) 中山間地域好循環創出支援事業の募集について
- (4) 農業者向けSNS活用セミナーについて
- (5) 令和7年度農業委員会総会等開催予定について
- (6) 令和7年度の現地調査日程について
- (7) 令和6年度第6回地区協議会開催日程（案）について
- (8) 令和7年2月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和 7 年第 2 回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画及び青年等就農計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。

農業経営改善計画には、安佐南区安古市地区、佐東地区の武内推進委員、安佐北区白木地区の佐々木推進委員、同じく下中推進委員、松田推進委員、安佐北区高陽地区の尾澤推進委員、安佐北区可部地区の前坊推進委員、安佐北区安佐地区の鈴木推進委員、また、青年等就農計画に安佐北区白木地区の矢野推進委員は本日欠席ですので、事務局から説明します。同じく世羅推進委員、よろしくをお願いします。

本日の欠席は、4 番、山本委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。16 番、山縣委員、17 番、吉田委員。よろしくをお願いします。

それでは、審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、9 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第 1 号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第 3 条の許可申請の 9 件について説明します。議案の 3 ページから 6 ページをご覧ください。

1 番、2 番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

3 番、4 番、5 番は、新規就農するために取得するもので、それぞれ、水稻、キャベツ、キュウリ、花木、タマネギ、ジャガイモなどを栽培する旨の営農計画書が提出されています。

6 番、7 番は共有地の持分を取得するものです。

8 番は耕作地を取得するため、申請地を取得するものです。

9 番は生前贈与のため、所有権を移転するものです。

申請地は、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第 1 号の 9 件の説明を終わります。

議 長

それでは、議案第 1 号について、担当委員の意見を伺います。

1 番、上垣内委員。

上垣内委員

6番、上垣内です。1番は、去る1月21日、私と浅元委員、事務局職員2名で現地を確認しました。譲渡人は高齢となり、今後、農業はしないということで県外に転出されました。譲受人は、申請地の近隣に居住されており、経営規模拡大のために購入されるもので、何ら問題ないと判断します。

議 長

2番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。2番は、1月20日に己斐委員、事務局2名と現地確認を行いました。申請地は管理がされており、問題ないと思います。

議 長

3番、4番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。3番、4番は、令和7年1月20日に岩重委員と事務局職員2名とで現地の調査を行いました。

3番の申請地は、耕作放棄地再生・利用事業により、地区担当の世羅推進委員及び生田推進委員により、草刈りが行われています。賃借人は、賃借権を設定し、新規に就農し、とりあえず自家消費で、水稻、キャベツ、キュウリ、サツマイモ、ダイコン等を栽培し、今後は出荷する計画となっています。農機具は、知人から借りることとし、今後は、購入する予定となっています。申請地は、譲渡人の両親が耕作をされていたようですが、両親が亡くなられ、耕作放棄地になっていました。申請地周辺には耕作放棄地が多くあるので、今後、経営規模拡大に努めていただきたいと思います。この申請につきまして、異議はありません。

続きまして、4番は、譲受人が住宅と農地を購入して、譲受人が野菜の栽培をし、夫が造園業を営んでおり、事業拡大のため、花木の苗の栽培をするものです。申請地の雑草は刈られており、耕作可能な状況でした。農機具については、まず耕運機1台を購入し、必要に応じて実家から借り受ける計画です。

譲渡人は相続し、管理してきましたが、今後、管理ができないということから、売却するものです。この申請についても、異議はございません。

議 長

5番、佐藤委員。

佐藤委員

10番、佐藤です。5番は1月17日に事務局職員2名と現地調査していま

す。下谷委員は後日、確認していただいています。申請地は元々譲受人が、ずっと耕作されており、今回、所有権を移転するものです。何ら問題ないと思います。

議 長

6 番、7 番、高畠委員。

高畠委員

1 1 番、高畠です。6 番、7 番について説明します。1 月 1 6 日に沼田委員と事務局職員と現地調査を行いました。6 番、7 番ともに、共有地の持分を取得するというもので、申請地は作物を作られ、きれいに管理されており、問題ないものと思います。

議 長

8 番、山縣委員。

山縣委員

1 6 番、山縣です。8 番について説明します。1 月 1 7 日に私と河野委員及び事務局職員 2 名で、現地調査しました。申請地は母と子の共有で、母は高齢で、子は遠隔地に居住しており、耕作が困難なことから、以前より耕作をされていた譲渡人に売買し、所有権移転するものです。特に支障はなく、許可相当と思います。

議 長

9 番、児玉委員。

児玉委員

1 9 番、児玉です。去る 1 月 2 0 日、奥田委員、事務局職員 2 名と現地確認をしました。譲渡人は高齢のため、譲受人である息子に生前贈与する案件で、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、9件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について13件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第2号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の13件について、説明いたします。議案の7ページから9ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、建築工事等を営む譲受人が申請地を譲り受け、資材置場、駐車場として利用しようとするものです。

2番、3番、6番、7番は、雑種地への転用事案で、申請地に太陽光発電設備を設置しようとするものです。

4番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。

5番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、隣接する多目的ホールの利用者駐車場として利用するものです。

8番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、隣接する宅地の敷地拡張をするものです。

9番、12番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、駐車場として利用しようとするものです。

10番は、雑種地への転用事案で、自動車の販売、修理等を営む譲受人が申請地を譲り受け、車両置場として利用しようとするものです。

11番は、雑種地への転用事案で、申請地に隣接する乗馬クラブを運営する譲受人が、駐車場、放牧場、資材置場として利用しようとするものです。

13番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、貸資材置場として利用しようとするものです。

これらの案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。なお、5番、8番、11番の一部、12番の一部は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。1番から3番、5番、6番及び9番を除く7件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。1番から3番、5番、6番及び9番は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第11条公告が令和6年12月27日付けでされており、今後は農振法第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認したうえで、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、担当委員の意見を伺います。1番、浅元委員。

浅元委員

7番の浅元です。1番は、昨年9月19日に事務局職員2名と現地調査を行いました。譲渡人は、高齢で農業をすることが困難なため、売却するもので、譲受人は、申請地の隣接地で建設業を営んでおり、資材を置く場所が狭くなり、資材置場を探していたところ、申請地が見つかり、購入して資材置場、駐車場として利用しようとするものです。

本件については、周辺農地への影響や農業振興上の支障は認められず、特に問題はないと思います。

議 長

2番から6番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。2番から6番の申請について説明します。現地確認は、農振除外の申請時に、2番、3番、5番は、令和6年9月18日に、6番は、令和6年10月17日に、4番は、令和7年1月20日に事務局職員2名と行っています。今回の5条の申請に伴い、令和7年1月31日に再度、確認をしました。

2番、3番、6番は、高齢で今後耕作、農地の維持管理ができないため、太陽光発電施設の用地として利用するものです。

4番については、宅地への転用、5番は隣接する多目的広場の駐車場として利用するものです。

いずれの申請地も周辺農地への影響はないと思いますので、この申請は、問題ないと思います。

議 長

7番から9番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。7番、8番は令和7年1月20日に事務局職員2名と現地調査を行いました。

7番の申請地は、保全管理されていきました。太陽光発電を設置するには、日照も良く、適した場所と思われます。設置することによる周辺農地への影響ないと思います。

8番は、先ほどの議案第1号農地法第3条許可申請の4番の関連案件です。

現況は、敷地拡張され、既に宅地となっています。市道から住宅に出入りする進入路で、コンクリートのスロープとなっています。始末書が添付されています。

続いて9番ですが、令和6年9月18日に農振除外の申請で、事務局職員2名と現地の調査を行っております。譲受人が利便性がよいので、譲渡人より購入し、駐車場として、併用地と一体利用するものです。

いずれの申請も、耕作への影響はなく、問題ありません。

議 長

10番、沼田委員。

沼田委員

12番沼田です。1月16日に高畠委員と事務局と一緒に現地調査いたしました。申請地は駐車場として利用されるもので、近隣農地に影響はなく、問題ないと思います。

議 長

11番、12番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。11番、12番について説明します。1月17日に、私と河野委員及び事務局職員2名で、現地調査しました。

11番は、先ほどの議案第1号農地法第3条許可申請の8番と同じ譲渡人で、母は高齢、子は遠隔地に居住しており、耕作が困難なことから、申請地の近隣に居住する譲受人に所有権移転し、駐車場、放牧場、資材置場等に転用するものです。

次に、12番について説明します。譲渡人は、高齢のため耕作が困難であり、隣地に住む譲受人が、親族が集まったときに、駐車場が必要であり、駐車場として利用するために、所有権移転するものです。

11番、12番いずれも、周囲に影響はないものと認められるため、許可相当と思われます。

議 長

13番、奥田委員。

奥田委員

18番の奥田です。13番につきましては、1月20日に事務局の方2名と現地調査に行きました。申請地は休耕地であり、県道に面しています。資材置場としての利用ですが、周囲に影響はなく、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1番から3番、5番、6番、9番を除く7件を許可することに決定します。

1番から3番、5番、6番、9番は、農業振興地域の整備に関する法律第12条の公告により、農用地区域から除外されたことを確認したのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第3号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請1件について説明します。議案の10ページをご覧ください。

1番は、申請人が令和5年8月31日に転用許可を受け、住宅兼飲食店、駐車場及びドッグランを整備するために工事を行っていますが、当初予定していた建物の設計・配置等の変更、それに伴う工事計画に変更が生じたため、事業計画変更承認を受けようとするものです。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見を伺います。

1番、浅元委員。

浅元委員

7番の浅元です。1番は1月21日に、事務局職員2名と現地調査を行いました。事務局から説明がありましたように、申請人は当初予定していた建物の配置等の変更をし、これに伴い、工事計画に変更が生じたために、事業計画を変更するものです。申請人は既に工事を進めており、変更内容に基づく周辺農地への影響や、農業振興上の支障は認められず、事業計画変更申請は特に問題

ないものと思います。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定いたします。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としては、①被相続人が農業を営んでいたか。②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか。③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の11ページをご覧ください。今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました①から③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

議案第4号について、事務局の説明が終わりました。担当委員は、私なので、説明します。

1番は、1月16日に事務局職員2名と現地調査を行いました。申請地は、バス通りの近くで、高速道路のインターチェンジの近くにあります。適正に管理されており、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質問等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取についてでございますが、議案番号の8番は佐藤委員に関する案件です。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないという旨の規定がありますので、はじめに議案番号8番を除く9件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取のうち議案番号8番を除く9件について説明します。

令和7年1月15日及び1月21日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。

この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づき、市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取できるとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

それでは、議案の12ページから14ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については別冊1をご覧ください。

1番の申請者は、現在、広島菜、果菜類等の生産を行っています。今後は、広島菜、シュンギクは、高温対策として遮光シートの利用や適切な水管理を行うことで生産量を維持します。トマト、ハウレンソウは、夏場の高温に強い品種や秀品率の高い品種を検討し随時導入することで、生産量の増加及び販売金額の増加を図ります。また、引き続き資材費等の見直しを行い、経費率の現状維持を図ることにより、年間労働時間1,750時間、年間所得795万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

2番の申請者は、現在、広島菜、果菜類等の生産を行っています。今後は、広島菜

と果菜類の収量の向上に努めることとし、ナスについては、高温に強い品種を随時導入します。キュウリについては、適切な摘心・摘葉の技術習得に努めます。広島菜については、品種に適した病虫害防除・肥培管理を行います。

また、土壌診断による施肥設計や実用的な農薬の情報収集を行い、資材費等の購入を削減することで利益率の向上を図ることにより、年間労働時間 1, 800 時間、年間所得 501 万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

3 番の申請者は、現在、広島菜、ミズナ等の生産を行っています。今後は、ミズナは優良品種を導入するとともに、適切なかん水や遮光などにより高温対策を徹底することで、作付回数を増やし生産量を増加させます。エダマメは計画的な作付と適期収穫に努め、秀品率の向上による出荷量を増やします。また、土壌診断に応じた施肥設計や購入資材等の見直しを行うことで経費率の維持を図ることにより、年間労働時間 1, 870 時間、年間所得 513 万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

4 番の申請者は、現在、ハウレンソウ、エダマメ等の生産を行っています。今後は、高品質化と生産量増加を目指し、堆肥や緑肥作物の活用による土づくりに努めるとともに、収量性、商品性の高い品種の検討と導入を行います。更新した機械等により作業効率と精度を上げ、ほ場の回転数及び単収向上を図ります。また、機械等の更新完了による経費の削減、定期的な土壌診断により過剰な肥料費の削減などを行うことで、経営継承前の利益率に上げることにより、年間労働時間 2, 000 時間、年間所得 500 万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

5 番の申請者は、現在、ハウレンソウ、コマツナ等の生産を行っています。今後は、作業性の高いハウレンソウ、耐暑性の高いコマツナの品種を採用し、秀品率及び回転数を上げ、収量の増加を図ります。農業指導機関や生産グループから積極的に情報を収集し、生産技術の改善と品質向上を図ります。また、パソコンによる経営分析と経費の見直しを行うとともに、市場へのお荷量拡大を図ることにより、年間労働時間 2, 000 時間、年間所得 520 万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

6 番は広島市及び東広島市で営農されているため、広島県知事へ申請書の提出があり、令和 7 年 1 月 21 日付けで広島県知事から広島市長へ意見聴取の依頼がありました。申請者は、現在、安佐北区白木地区と東広島市で、ハウレンソウ、コマツナ等の生産を行っています。今後は、生産技術の向上及び機械の導入により安定した収穫量の確保を図るとともに、代表者個人のハウスを譲り受けることで規模拡大を行います。また、作業の熟練化等により収穫及び出荷調整作業の効率化に努めるとともに、農福連携による人手不足の解消を図ることにより、年間労働時間 2, 000 時間、年間所得 530 万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

7 番の申請者は、現在、コマツナの施設栽培を行っています。今後は、作付回数を増やすとともに、県や市、JA、出荷グループなどから情報収集を行い、新品種の導入や夏場の高温対策に努め、収量の増加を図ります。また、自身の労働時間を増やす一方、従業員の雇用時間を削減することにより、年間労働時間 2, 000 時間、年間所得 500 万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

9 番の申請者は、現在、コマツナ、ハウレンソウ等の生産を行っています。今後は、アースオーガの導入による排水対策に努めるとともに、肥料散布機や自走式防除機の

導入により作業の効率化と労働安全を進めます。引き続き、適切な肥培管理を行うことで、品質向上と安定生産を図ります。また、導入した省エネ機器等を活用し、労働時間の短縮を図るとともに、人件費を縮減し必要経費を抑えることにより、年間労働時間 2,000 時間、年間所得 551 万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

10 番の申請者は、現在、コマツナ、ホウレンソウ等の生産を行っています。今後は、既存の農地については、遮光資材等を活用して高温対策を行い、夏季の収量の回復を図ります。新たに借り入れた農地については、土づくり資材の活用や関係機関の助言により、既存の農地と同等の収量が確保できるよう努め増収を図ります。また、雇用者の熟練化による作業効率の向上に取り組み、作付面積当たりの労働時間を削減して所得率の向上を図ることにより、年間労働時間 1,920 時間、年間所得 533 万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

以上で議案第 5 号のうち議案番号 8 番を除く 9 件の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。

1 番から 4 番、武内推進委員。

武内推進委員

安佐南区安古市・佐東地区を担当しております農地利用最適化推進委員の武内です。本日はよろしくお願いいたします。1 番から 4 番の申請者について、1 月 31 日金曜日に、溝口農業委員と訪問し、お話を伺いました。

1 番申請者は、就農されて 65 年になります。現在は、奥様と 54 歳の次男との 3 人で営農をされています。次男は、就農されて 25 年になります。高齢に伴い、出荷を業者に頼んだりして省力化を図りながら、なんとか耕作面積の維持を図っているということで、今後は次男を経営の主体としながら、経営移譲を行っていきたいということでした。所得も高く、後継者も明確なので、この農業経営改善計画の更新に問題はありません。

2 番の申請者は、18 歳で農業の道に入られ、60 年以上のキャリアがあります。息子さんも就農され 4 年目になります。後継者もいることから、生産緑地の申請も考えてみたものの、この地域で今後 30 年も農業が続けられるか心配なので、なかなか踏み切れないということでした。近年の資材高騰で儲かりにくくなったものの、出荷している朝もぎきゅうりを、近所の友人 3 人でグループ出荷しているそうです。互いに出荷量を調整しながら、安定した収入を目指しているそうです。この農業経営改善計画の更新も問題はありません。

3 番の申請者は、訪問当日も寒い日にもかかわらず、出荷調整作業をご夫婦で行っていました。申請者は、就農されて 25 年になり、今後は、なんとか現状維持で農業を続けられるようにしていきたいとのことでした。近年の夏場の高温対策として、例年より早めの 5 月頃から、遮光シートを施設ビニールハウスにかけるなど工夫をされているそうです。青色申告と契約栽培を継続し、可能な限り持続的な経営を行っていききたいとのことでした。この農業経営改善計

画の更新も問題はありません。

4番の申請者はこれまで、父親が申請されていましたが、今回は、現在主に経営に携わっていらっしゃる息子さんのお名前で、新規に申請をされました。息子さんも農業を始められて14年目になります。現在は、出荷をしています。去年は葉物単価が良かったものの、肥料の高騰は堪えると言われていました。今後は、息子さんの意向により、経営方針を決めていきたいが、まずは、作付面積の拡大、ほ場の回転数を上げていくことを目標にしたいと話されていました。この農業経営改善計画の新規の認定も問題はありません。

議 長

1番から4番について、溝口委員からも意見があればお願いします。

溝口委員

5番の溝口です。1番から4番の申請者ですが、昔からよく知っています。1番、2番は、私の先輩になります。3番は、盟友です。4番は、息子さんはよく分かりませんが、お父さんはよく知っています。皆さん一生懸命頑張っていますので、問題ないと思います。

議 長

5番、佐々木推進委員。

佐々木推進委員

安佐北区白木地区を担当しています、農地利用最適化推進委員の佐々木です。本日はよろしくお願いいたします。

5番の申請について、1月30日に岩重農業委員とともに、申請者を訪問しお話を伺いました。申請者は、令和元年9月より就農され、今年で6年目となります。経営形態は、ハウス7棟で面積44a、コマツナ、ホウレンソウ、シュンギク等を、また、露地では、白ネギを4a栽培し、出荷されています。アルバイト雇用はなく、夫婦二人で経営をされています。出荷先は、市場、産直市、地元スーパー等です。新しく取り組んでいきたいことは、作付計画の変更で、現在ホウレンソウを3回転、コマツナを2回転のところを、ホウレンソウを4回転、コマツナ2回転とし、作付けを増やしていくということでした。申請者は、現在農事研究会の会長をされており、地元としても、申請者を応援していきたいと思っています。

この農業経営改善計画の新規認定については、問題はありません。

議 長

5番について、岩重委員からも意見があればお願いします。

岩重委員

8 番の岩重です。5 番の申請者の現地調査の内容につきましては、佐々木推進委員の意見のとおりです。申請者は、説明にもありましたとおり、農事研究会の会長をされ、若手からベテラン、またレジェンド農家が交流を持てるような会にしたいという話をされていました。そのような思いに、私たちも力になることができればと思っています。この申請は問題ないと思います。

議 長

6 番について、下中推進委員。

下中推進委員

安佐北区白木地区を担当しています、農地利用最適化推進委員の下中です。本日はよろしくお願いします。

6 番の申請について、1 月 3 0 日に己斐農業委員とともに、申請者である法人を訪問し、代表者にお話を伺いました。代表者は、平成 2 2 年に就農し、1 4 年となります。今回、法人を設立し、新規に認定を受けるもので、ほ場が、広島市と広島市以外にあるので、県認定になります。ハウスでの栽培が主体ですが、露地でハウレンソウも栽培されています。ハウスというのが、横を塞いでいないタイプで、これにより建設費用を抑えることができ、また、温度は上がらないが、大体 5 0 メートル規模のものであれば、それで十分やっていける。風で持ち上げられて、ハウスのパイプが曲がったり、ビニールを破るということがないそうで、とても有効に使われています。出荷は市場が主で、学校給食にも供給されており、これは拡大したいということでした。抱えている課題としては、販路の確保と安定を望まれています。また、人手不足で、募集をしても、なかなか人が集まらないということがありましたが、農福連携して、これを何とか軌道へ乗せたということでした。福祉施設に、収穫したものをそのまま持ち込んで、調整、袋詰め、箱詰め等を委託するというもので、お互いとても助かっているということでした。経営規模の拡大については、株式会社にしたということもあり、今後、規模拡大したいという意向で、新しい品種の栽培を考えられており、その一つとして、ビーツの栽培と話されていました。ビーツというのは、ご存じのように、赤いカブのようなものですが、カブやダイコンとは違い、甘さがあり、健康にもとても良いということで、今後、進めたいということでした。地元としましても、申請者を応援しており、今後も応援していきたいと思っています。この農業経営改善計画の新規認定については問題ありません。

議 長

6 番について、己斐委員からも意見があればお願いします。

己斐委員

3 番、己斐です。申請者と話したことについては、下中推進委員が話された

とおりで、私からは、これと言ってありませんが、ビーツの販売については、インターネット等を利用し、他県の方へも販売を行い、売り上げを伸ばしたいということでした。申請者は、我が農事研究会の会員ですので、期待をしているところです。

議 長

7 番について、松田推進委員。

松田推進委員

安佐北区白木地区担当の松田です。よろしくお願いします。

7 番の申請者についてですが、1 月 29 日に己斐農業委員とともに、申請者のは場を訪問し、お話を聞きました。申請者は、令和元年 12 月に就農した青年等就農計画認定者です。経営規模はハウス 8 棟で、主としてコマツナを栽培、出荷しています。雇用関係は、常時雇用を弟さんとパート 5 名程度で、収穫、調整をしています。出荷先は J A 経由で、広島市場から、岡山の生協に主に供給されているそうです。経営規模については、拡大の希望がありますが、まだ、お子さんが幼いことや、安定したパートの確保等の問題もあるので、環境を整えば、経営規模を拡大したいという意向があります。また、現時点では、取引先から、G A P 認証を求められてはいませんが、経営の改善、販路拡大を考えると、商品価値の向上のために、G A P 認証の審査を受けたということです。一応認証レベルに達している旨の内示をもらっているので、3 月頃までには正式に認証を受ける予定とのことでした。申請者は、地元で溶け込んでおり、地元としても、若い担い手に大いに期待しており、今後も応援していきたいと考えています。農業経営改善計画の新規認定については、問題はないと思います。

議 長

7 番について、己斐委員からも意見があればお願いします。

己斐委員

3 番の己斐です。松田推進委員の意見にありました G A P 認証について少し説明をします。G A P 認証とは、農業者が食品安全、環境保全、労働安全などを守りながら農作物を生産していることを、第三者機関が審査し、認証する制度のことです。メリットは、生産面、労働面、環境面でのリスク低減、農場管理作業の効率化、従業員の意識向上、そして消費者や取引先からの信頼獲得などがあります。G A P 認証により販路の拡大に繋がり、収益も上がるので、認定農業者の方も、これからは、G A P 認証の取得をされるものと思います。

議 長

9 番について、前坊推進委員。

前坊推進委員

安佐北区可部地区を担当しております推進委員の前坊です。よろしくお願いします。

9番の申請者については、1月30日に沼田農業委員とともに、申請者を訪問しました。申請者は親子の2人ですが、当日は、栽培管理をされている息子さんに話を伺いました。息子さんは、就農されて7年目になります。経営形態は、ハウスと露地で葉物野菜の栽培をされております。出荷先は、スーパーに全量契約し、出荷されています。売上げの方は、ほぼ安定して年間を通じて売上げられています。課題等を伺いましたが、多くの方に共通すると思いますが、異常気象、鳥獣被害、資材費の高騰を挙げておられました。区役所等に鳥獣被害などは相談して、駆除のお願いをされています。異常気象等については、ほ場の排水性の改善や、いろいろな最近の新しい農業資材を試されていました。

資材費の高騰については、売価の変更を契約先とようやく話が始まった段階だそうです。申請者は、大変意欲的に農業に取り組まれており、農業経営改善計画の更新については問題ないと思います。

議 長

9番について、沼田委員からも意見があればお願いします。

沼田委員

前坊推進委員と一緒に現地で、お話を聞かせていただきました。鳥獣被害に苦慮しながらも、意欲を持って農業に取り組まれています。農業経営改善計画の更新については、問題ないと思います。

議 長

10番について、鈴木推進委員。

鈴木推進委員

安佐北区安佐地区を担当しています、農地利用最適化推進委員の鈴木です。本日はよろしくお願いします。

10番の申請者について、1月30日に谷口農業委員とともに、申請者の農園を訪問し、お話を伺いました。雇用体制はアルバイト4人で、1人は地元の人で、3人は他地区の人です。ハウスはコマツナ、青ネギ等を栽培され、出荷先は産直市、スーパー、東部市場等で、今後は加工食品、特に漬物等を地元の人とコラボして特産物として展開していきたいと言われていました。特に自営無人直売店で野菜を販売されており、ハクサイ、ダイコン、ホウレンソウ、レタス、ニンジン、青ネギ、コマツナ等を販売され、かなり実績が上がっているそうです。経営規模の拡大については、去年4月に離農された人の農地を借り受けたので、当面は現状維持と言われていました。申請者は当地区の活力研修生の中で、リーダー的な存在であり、今後、新しい付加価値のある特産物を開

発していただきたいと私は応援しており、地元としても、申請者に大いに期待しています。農業経営改善計画の更新については、問題はないと思います。

議 長

10番について、谷口委員からも意見があればお願いします。

谷口委員

13番、谷口です。経営面積が、234aと非常に大きいことから、いかに作業効率を上げて、収量を上げていくかということに、意欲的に取り組んでいます。農業経営改善計画の更新は問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案番号8番を除く9件を意見なしと市長に回答することに決定します。

続いて、議案第5号、議案番号8番の案件に入ります。

〇〇委員は退席をお願いします。

(佐藤委員 退席)

議 長

それでは、議案番号8番について事務局から説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取の議案番号8番について説明します。

8番の申請者は、現在、キュウリ、トマト等の生産を行っています。今後は、常温煙霧器の導入を行い、ほ場管理の省力化を図ることで休日制を導入するとともに、病虫害防除効果を上げることで秀品率の向上に努めます。ハウスの残

地部分で、カボチャの作付面積を増やし収量増加を図ります。

また、3-Rブランドによる出荷や出荷先の拡大等に努め、単価、販売額の向上を図ることにより、年間労働時間2,000時間、年間所得526万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

以上で議案番号8番の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

尾澤推進委員

安佐北区高陽地区を担当しています、推進委員の尾澤です。

1月31日に下谷委員とともに、申請者を訪問し、お話を伺いました。申請者は農学部を卒業し、JA勤務を経て、それまでの知識と経験を生かして就農し、24年が経過しました。経営は、奥さんと息子さんとの家族経営です。

経営内容は、約20aのハウスでキュウリ、トマト、ダイコン、露地でカボチャ、季節野菜を栽培され、販売は、直販、産直市などをメインにされています。

今後の方向性や課題としては、売上高確保のために収穫量の拡大と販売単価のアップを図り、販路の拡大として、スーパーも考えていき、地域循環の3-Rブランド化に取り組んで、品質の向上と販路の拡大も狙っていきたいとのことでした。また、省力化と品質向上のため、ハウス内の防除対策として、常温煙霧器の導入を今検討されています。申請者は、農業経営に真摯に、また積極的に取り組まれており、今回の農業経営改善計画の更新については、全く問題ないと思います。

議 長

8番について、下谷委員からも意見があればお願いします。

下谷委員

9番、下谷です。尾澤推進委員が報告されたとおりです。申請者は、〇〇農協協会の会長であり、ほ場視察の受入れや栽培出荷等の指導もされています。農業経営改善計画の更新について問題ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

河野委員

常温煙霧器の導入によって省力化が図られるということと、3-Rブランドによる出荷について、簡単に説明してもらえないでしょうか。

事務局（小林主任技師）

まず常温煙霧器は、どちらかというところ露地よりハウス内で効果が高く、例えばハウスの中で、農薬散布する時などに、人力より満遍なく均等に、農薬を散布することができる機械です。その効果で植物に対して、農薬がきちんと降りかかることによって病虫害防除の効果が高くなります。また、その機械を使うことで、人がハウス内の狭い場所を、難しく移動することなく、散布することで、労働時間の短縮にもつながることから、ほ場管理の省力化が図られると言われております。そのような効果が期待できるものが常温煙霧器です。

もう一つ、3-Rブランドによる出荷については、全農ひろしまが取り組み、認証しているブランドです。簡単に言うと、耕畜連携によって資源循環型農業で生産された農畜産物や加工品のブランドです。具体的に言うと、畜産農家で生産された堆肥を耕種農家に供給したり、逆に転作田等で生産された飼料作物を、今度は畜産農家に供給という循環させる取組を3-Rブランドと名付けて、ブランド戦略を行っています。

河野委員

常温煙霧器の導入コストはどれくらいかかりますか。

尾澤推進委員

常温煙霧器というのは、簡単に言えば、家庭で使うくん煙式殺虫剤みたいなもので、ハウスの中で薬品を均等に噴霧する機械です。先ほど話がありましたが、狭いハウスの中を、細かい作業をしなくても均等に防除ができ、効率が良いこと。

また、順番にやることによって終わったところの収穫作業が、効率良くできるので導入したいそうです。導入費用は100万円程度とお伺いしました。申請者も、これから高齢になるので、ぜひ導入したいとのことでした。

河野委員

どうもありがとうございました。

議長

よろしいですか。

それでは、その他のご意見等ございますか。

（委員：意見なし）

議長

意見がないようですが、意見なしと、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案番号 8 番を意見なしと市長に回答することに決定します。

〇〇委員の着席をお願いします。

(事務局が〇〇委員を呼びに行き、入室・着席)

議 長

〇〇委員、議案番号 8 番を意見なしと市長に回答することに決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第 6 号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について 3 件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

議案第 6 号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について、説明いたします。令和 7 年 1 月 15 日付けで、広島市長から、農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、広島市青年等就農計画認定要領に基づき、関係機関への意見聴取により審査を行うものとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。認定を受けるための要件は、2 点あります。

第 1 点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第 2 点が、目標を達成することが確実であると見込まれることとなっています。

それでは、議案の 15 ページをご覧ください。青年等就農計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については別冊 2 をご覧ください。

1 番の申請者は、機械化、環境制御技術を取り入れ、複数の花き切花品目を組み合わせて、効率的な生産を行います。また、品種改良、採種を行い、長期的にはオリジナリティのある品目、品種の市場出荷により高収益の実現を図ることにより、年間労働時間 1,910 時間、年間所得 361 万 6 千円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。

2 番の申請者は、コマツナを主体に生産し、安定生産、安定出荷できるように、農業指導機関との情報交換等による栽培技術の向上や土壌改良資材の投入による土づくりを行います。

出荷先は主として市場とします。品種を選定し、より良い商品を作ることを目標にして、白木町の活性化の一助となれるように地域との取り組みを大切にしつつ活動を行うことにより、年間労働時間 2,000 時間、年間所得 345 万 1 千円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。

3 番の申請者は、コマツナを主体に生産し、安定生産、安定出荷できるように、農業指導機関との情報交換等による栽培技術の向上や土壌改良資材の投入による土づくりを行います。また、当面は市場出荷を行う予定ですが、経営安定後は地域の直売所へのお荷やインターネットでの直接販売など、販路を拡大することにより、年間労働時間 2, 0 0 0 時間、年間所得 3 3 0 万 7 千円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。

以上で議案第 6 号の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。

1 番、矢野推進委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

安佐北区白木地区を担当しています、農地利用最適化推進委員の矢野です。2 月 2 日、岩重農業委員とともに申請者を訪問し、お話を伺いました。

申請者は、令和 7 年 1 月に県外の会社を退職され、引っ越しと就農に向けての準備に忙しくされていました。就農時期は、3 月以降を予定されていますが、設備と土壌検査や播種に向けての準備が整っていないため、本格的な栽培は来年になるのではと話されていました。出荷先は、まずは直売所に出荷を行い、3 年後くらいを目途に市場へのお荷が出来るように計画されています。これからは、今までの技術と経験が活かせるように、肥培管理、試験栽培など、効率的な品目を選択し、オリジナリティのある品目を生産できるよう取り組んでいきたいと話されていました。地元としても、申請者を応援していきたいと思っており、この青年等就農計画の認定については問題ありません。

議 長

1 番について、岩重委員からも意見があればお願いします。

岩重委員

8 番、岩重です。1 番の申請について、現地調査、意見聴取の内容については、矢野推進委員の意見のとおりです。

1 番は安佐北区役所から農地を探している方がいますという連絡が入り、施設で花の栽培をしたいということだったので、私の担当地区の空いているハウスを見てもらうことになりました。見てもらった結果、就農されることになりました。申請者は、種苗会社で技術者をされていたということで、栽培技術はあります。就農に合わせて、ハウスの近くに家を借りられ、白木地区に住まれるということなので、早く地域に慣れてもらえるよう力になればと思っています。

この青年等就農計画の申請は問題ないと思います。

議 長

2 番、3 番、世羅推進委員。

世羅推進委員

安佐北区白木地区を担当しています、推進委員の世羅です。よろしくお願いします。

2 番、3 番の申請者は、ひろしま活力農業経営者育成事業の研修生のため、1 月 3 0 日に、己斐農業委員と農業振興センターへ行き、研修中の 2 人にお話を伺いました。2 番の申請者は、地元中学校の私の後輩にあたり、地域にとって大切な青年の 1 人です。面談したときに、農業に対する意欲がすごくあるように感じました。2 番の就農地を探すにあたり、地元の人が使っていない農地がありましたので、まず、それを確保し、その隣に私の同級生が水稻を栽培していましたが、これも協力してもらい、スムーズに農地を確保でき、ハウスを建てることができました。3 月からハウス内の土壌改良をし、土づくりを行い、4 月から、コマツナを栽培されるということです。推進委員としても、申請者が地域に慣れるように支えていき、近くに行った時には必ず立ち寄って、問題があれば、解決できるように努めていきたいと思います。2 番の就農地の近くには、同じ活力研修生の先輩がいるので、近日中に 2 番の申請者を紹介したいと思います。

次に、3 番の申請者についてです。2 番の申請者と同じように、3 月からハウス内の土壌改良をし、土づくりを行い、4 月からコマツナを栽培されます。コマツナは、高温障害になりにくいと聞いていますので、1 年間で 7 回転できるんじゃないかと思います。先ほど言いましたように、近くに行った時には必ず立ち寄り、声かけをして、問題があれば解決できるようにしたいと思います。また、3 番の申請者の近くにも活力研修生の先輩がいますので、申請者を紹介し、アドバイスなどしてもらえるようにと思っています。

2 番、3 番の就農については、地域としても大歓迎ですし、青年等就農計画については、問題ありません。

議 長

2 番、3 番について、己斐委員からも意見があればお願いします。

己斐委員

3 番の己斐です。2 番、3 番は、世羅推進委員から説明がありましたように、白木地区に 2 か所、車で、3 分ぐらいで行けるような距離です。近くであり、お互いが切磋琢磨して頑張ってもらいたいと思っています。経営面積は、2 番の申請者が 7 8 a、3 番の申請者が 9 2 a ですが、ハウスの面積は、どちらも約 3 0 a で、コマツナの栽培をするということです。2 番、3 番については、世羅推進委員のおかげで、農地のあっせんが上手くいき、2 か所の就農地が確保できたことに、深く感謝をしています。今後は、世羅推進委員や地域のほう

で、2人を育てていきたいということでした。問題はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

佐藤委員

確認したいことがあります。1番の申請者は、年齢が60歳と記載されていますが、青年等就農計画は、60歳でも認定を受けられるのですか。

事務局（小林主任技師）

これまで事例があったか確認はしていませんが、60歳は青年には該当せずに、青年等就農計画の等になります。

佐藤委員

原則18歳以上45歳未満と思っていましたが、等になれば、上は70歳でもいいのですか。

事務局（小林主任技師）

70歳は対象となりません。対象となるのは、65歳未満で、特定の技能や知識を有する人となります。1番の申請者は、60歳で、種苗会社に勤務されていたので、技術や知識を有しており、対象となります。

佐藤委員

青年等就農計画は、資金を利用されますが、65歳未満なら、この資金を使えるということですか。今日、農業経営改善計画の再認定を受ける方の最高齢は85歳でした。85歳でも、この資金は使えますか。

事務局（小林主任技師）

青年等就農資金は、65歳未満の方で、青年等就農計画の認定を受ければ、利用することができ、認定農業者の方は、青年等就農資金とは違う名称の資金があります。

佐藤委員

ありがとうございました。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、意見なしと、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、3件を意見なしと市長に回答することに決定します。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。

報告第1号から第7号の専決処理について、88件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山根主査）

報告第1号から第7号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出16ページから17ページの13件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出18ページから24ページの42件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請25ページの4件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出26ページ、27ページの17件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地法第3条の規定による許可取消の専決処理について28ページの1件、報告第6号、農地転用届出撤回29ページの6件、報告第7号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認30ページ、31ページの5件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第7号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第7号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程５の農政に係る審議事項の議題に入ります。

はじめに、議案第７号、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見聴取について事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第７号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見聴取について説明します。

令和７年１月１５日付けで広島市長から、農業経営基盤強化促進法施行規則第６条で準用する同法施行規則第２条の規定により、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見聴取について依頼がありました。別冊３の１枚目をご覧ください。基本構想の変更の理由は、農業経営基盤強化促進法に基づき地域計画を策定するにあたり、本市における地域計画へ位置付ける農業を担う者の要件を定義づけるため、必要な変更を行うものです。変更の概要は、議案に記載しているとおりです。変更案については、２枚目以降をご覧ください。

以上で議案第７号の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

それでは、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見聴取については、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、意見なしと市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第８号、地域農業経営基盤強化促進計画の策定に係る意見聴取について事務局に説明をお願いします。

事務局（山根主査）

議案第８号、地域農業経営基盤強化促進計画の策定に係る意見聴取について説明します。

令和７年１月２９日付けで広島市長から、地域農業経営基盤強化促進計画を策定するため、農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定により、意見聴取について依頼がありました。

別冊４の１枚目をご覧ください。変更の概要は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が令和５年４月に施行されたことにより、従来の人・農地プランが地域計画として法定化され、市町村は令和７年３月末までに地域計画を策定・公表することとなりました。地域計画は、市街化区域を除くすべての農地を対象に策定することとなっており、将来の農地利用の姿を示した目標地図を併せて作成するものです。広島市では、６地区、旧市、安佐南区、可部・安佐、白木・高陽、安芸区、佐伯区に分けて、計画の策定することとなっており、別冊４の２枚目以降は全地区の本文及び担当地区の目標地図となっております。

以上で議案第８号の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

それでは、地域農業経営基盤強化促進計画の策定に係る意見聴取については、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、意見なしと市長に回答することに決定します。

続きまして、議事日程６のその他事項に入ります。

農業委員・農地利用最適化推進委員の申し込み状況について事務局から説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

農業委員、農地利用最適化推進委員の申し込み状況について、説明をさせていただきます。配付資料は１枚ものの右上に取扱注意とある資料をご覧ください。まず農業委員ですが、中立委員を除く農業委員については定数１８人のところ、２１人の申し込みがありました。内訳は、団体推薦が１６人、応募が５人となっています。

続きまして、農業委員の中立委員ですが、定数１人のところ、２人の申し込みがありまして、内訳は団体推薦が１名、応募が１名です。農業委員につきましては、１月２７日に面接が行われ、３月の議会に選任同意の議案を提出する予定となっております。

それでは、裏面をご覧ください。農地利用最適化推進委員の申し込み状況ですが、定数４２に対して４４人の申し込みがありました。内訳ですが、団体推薦が３１人、

応募が13人となっています。推進委員につきましては、3月17日の月曜日が面接となっております。以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、何かご意見はありませんか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですので、そのように決定いたします。

引き続き、事務局から報告をお願いします。

事務局（小林主任技師）

2番目の、令和6年度広島市認定農業者と農業委員、農地利用最適化推進委員との意見交換会について、説明いたします。意見交換会につきましては、先月の各地区協議会で、日時、概要、出席者の方など、ご報告させていただいていますが、改めまして、その内容について補足も併せて、この場でさせていただきたいと思います。日時は、2月25日の火曜日、この日は2時から認定農業者協議会の総会と研修会があり、そのあと3時45分から開始し、5時15分までとしております。場所は東区地域福祉センター3階です。この建物の隣の建物となります。

意見交換会の趣旨ですが、そもそも意見交換会とは、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第38条において、関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出が定められております。

全国農業会議所では、地域の実態を踏まえた農地利用の最適化のための施策の推進や、農業振興の実践に向け、市町村長等への意見の提出の評価を掲げており、農業委員会が農業者の代表機関として毎年1回以上幅広い農業者や関係者を対象とし、意見の提出に資する目的で意見交換会を開くこととしております。現場において、農業委員会の活動をどう評価していくのか、また、そのための組織の在り方について、地域の担い手をはじめ、関係者がどのように考えているのかについて、留意して行う。これらは全国農業会議所の実施要領の中で、明確にうたわれておりまして、それをちょっと、整理して、事務局で御紹介しております。

次に、意見交換会で実際テーマはどう進めるかというところなのですが、広島市の実態に応じたもので、事務局のほうで、今ピックアップしたものがこの4点でございます。ほかにもいろいろ課題がある中ではと思いますが、1、農地の利用集積、2、遊休農地対策、3、担い手経営対策、4、鳥獣害対策としています。当日は、このテーマの中から、もう少し具体的に、ご提示をさせていただこうと考えています。3の実施方法としましては、市長への意見の提出に資する目的というのを、踏まえまして、そのためにまず、1番新しい令和7年度、広島市農政に関する意見書、これまでどうだったかの意見書の御紹介を改めてさせていただいた後、ちょっと数はまだ決まって

おりませんが各グループ単位で、それらテーマについて意見交換を、四つの中から一つか複数選択して頂いて行おうかと思っております。グループでの、取りまとめが済みましたら、代表して、農業委員の方に、グループの意見を発表していただきたいと思います。

最後に、その他の気づき意見、など、お聞きしまして、全体での意見交換という形で、最後とさせていただこうと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局（山根主査）

続きまして、中山間地域好循環創出支援事業の募集について

配付資料1、1ページをご覧ください。中山間地域好循環創出支援事業の募集についてです。こちらは、中山間地域での農林水産業ビジネスにつながる活動を支援する事業です。募集期間は令和7年2月17日月曜日までと短い期間となっております。3ページにこの補助金を使った取組事例等が書いてありますので参考にしてください。新しい取組を検討していることがございましたら、区役所の農林課等にご相談いただければと思います。4ページの一番下に申請受付、問合せ先が記載しておりますのでご確認よろしくお願いいたします。

事務局（小林主任技師）

次に、5ページの資料2をご覧ください。農業者向けSNS活用セミナーについて説明します。農林水産振興センターから、農業者向けSNS活用セミナーについて、農業委員への紹介依頼がありました。直売所や農産物の情報発信にSNSを活用したい方向けの入門セミナーです。既に募集開始となっております。応募締め切りは2月25日火曜日までとなっています。関心のある委員の方はお申し込みの上、受講いただきますようお願いいたします。

事務局（山根主査）

続きまして、令和7年度農業委員会総会の開催予定についてご説明します。6ページの資料3をご覧ください。令和7年度農業委員会総会等開催予定ですが、令和7年度は国勢調査が実施されることと、7月に参議院議員通常選挙、11月に広島県知事選挙が執行されるため、東区役所の会議室、講堂は区政調整課が使用しますので、5月以降は使用できません。そのため、令和7年度の総会は4月のみ東区役所3階の第4・5会議室で行い、5月以降は隣の建物の東区地域福祉センター4階ボランティア研修室で行う予定としています。ただ、地域福祉センターの会議室は6か月前からでないと予約ができず、現在8月までは予約をしておりますが、9月以降は会場を変更する場合がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

次に総会開催日についてですが、5月は大型連休のため、5月8日水曜日の開催予定としています。また、8月と令和8年1月の総会終了後に、東区地域福祉センター3階大会議室で研修会を行い、研修会終了後は懇親会も予定しています。例年、上期の研修会は6月に開催していますが、今年は6月に農業委員、農地利用最適化推進委員の改選があるため、8月に開催するものです。研修会及び懇親会の開催時期が近く

なりましたら、別途文書等によりご案内します。よろしくお願いします。

続きまして、7ページの資料4、令和7年度の現地調査日程についてです。原則毎月15日が受付締切日の3条、4条、5条の許可及び非農地証明、納税猶予関係に係る現地調査の体制について定めたものです。地区協議会の区域を基本に、市域を6地区に分割し、各地区半日単位で実施します。各地区の予定については、資料をご確認ください。なお、開始時間、集合場所等については、申請の状況を勘案し、調査日の前日まで調査対象がある地区の委員へ電話で連絡いたします。

続きまして、8ページの資料5、第6回地区協議会開催日程案についてです。下の表のとおり、3月6日木曜日から3月25日火曜日までの間で各地区予定しております。開催時間・場所等ご確認くださいと思います。

続きまして、9ページの資料6、令和7年2月の現地調査日程についてです。今月の許可案件の受付締切日は2月14日金曜日です。現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、14日の夕方に電話で調整させていただきます。現地調査日程は、17日月曜日の午前は旧市、午後は安芸区、18日火曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、19日水曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

これで令和7年第2回総会を終了します。

次回の総会は、令和7年3月5日水曜日午後1時30分から、東区役所5階講堂で行う予定です。それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

鍛冶山会長職務代理者

皆さん大変お疲れさまです。長時間の審議ありがとうございました。